



道で転び、けがをしました。これは通勤災害になりますか。

**A** 労災保険では通勤中の事故による負傷、疾病、障害または死亡について、

**Q** 仕事を掛け持ちしています。最初の仕事が終わる次の仕事に向かう途中の

通勤とは、就業に関する限り、就業場所



### 次の仕事に向かう途中でけがをしました

この間の往復▽就業場  
所から他の就業場所へ  
の移動▽単身赴任先住  
居と帰省先住居の間の  
移動▽を、合理的な経  
路および方法で行うこ  
とです。

従って質問のケース  
も通勤災害にあたる可  
能性があります。

合理的な経路および  
方法とは、一般に使う  
であろう経路や方法を  
いい、著しく遠回りを  
する場合などは当ては  
まりません。

合理的な通勤経路を  
外れたり、寄り道など  
別のことをした場合、  
それ以降は原則として  
通勤に該当しないた  
め、労災給付の対象と  
なりません。

また、前の仕事が終

また、前の仕事が終